

海上人命安全条約(SOLAS)への対応

平成13年9月の米国同時多発テロ事件を契機として、平成16年7月1日から、海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)の改正に対応する「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が施行されました。

これにともない、国際航海船舶や港湾施設に対するテロ行為等を未然に防止するため、保安措置を実施すると共に、関係機関等と連携し、緊急時の対処に備えます。

■保安措置の対象

・国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における国際埠頭施設が次のいずれかに該当する場合。

- ① 国際航海船舶である旅客船の利用に供する回数が年1回以上であること。
- ② ①以外の国際航海船舶の利用に供する回数が年間12回以上であること。

■保安措置の内容

- ・国：保安レベルの設定、港湾施設保安評価の実施、埠頭保安規程の審査・承認及び承認された規程に対する報告の徴収、立入検査の実施、保安職員による出入管理等の巡視など
- ・国際埠頭施設の管理者：埠頭保安規程の策定、埠頭保安管理者の選任、埠頭保安設備の設置・維持管理等保安措置の実施

■保安措置のイメージ

ソフト対策

- ・制限区域の設定
- ・埠頭訓練の実施
- ・関連機関等の連絡網整備
- ・人や車両の出入り管理及び貨物等の管理
- ・施設内外の監視、水域の監視等

ハード対策

- ・ゲートの設置
- ・フェンスの設置
- ・監視カメラの設置
- ・保安照明設備の設置
- ・情報通信システムの整備等

